

令和3年2月26日3月三次市議会定例会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（24名）

1番 重 信 好 範	2番 山 田 真一郎	3番 増 田 誠 宏
4番 徳 岡 真 紀	5番 掛 田 勝 彦	6番 中 原 秀 樹
7番 月 橋 寿 文	8番 伊 藤 芳 則	9番 山 村 恵美子
10番 宍 戸 稔	11番 新 田 真 一	12番 藤 岡 一 弘
13番 横 光 春 市	14番 鈴 木 深由希	15番 黒 木 靖 治
16番 藤 井 憲一郎	17番 弓 掛 元	18番 保 実 治
19番 大 森 俊 和	20番 竹 原 孝 剛	21番 齊 木 亨
22番 杉 原 利 明	23番 新 家 良 和	24番 小 田 伸 次

2 欠席議員は次のとおりである

な し

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市 長 福 岡 誠 志	副 市 長 堂 本 昌 二
副 市 長 堀 川 亮	総 務 部 長 細 美 健
経営企画部長 宮 脇 有 子	地域振興部長 中 原 みどり
市民部長 上 谷 一 巳	福祉保健部長 牧 原 英 敏
子育て支援部長 松 長 真由美	市民病院部長 片 岡 光 子
産業振興部長 併農業委員会事務局長 中 廣 晋	建設部長 坂 井 泰 司
水道局長 明 賀 浩 富	危機管理監 川 村 道 典
教育長 松 村 智 由	教育次長 甲 斐 和 彦
君田支所長 小 田 邦 子	布野支所長 長 田 瑞 昭
作木支所長 矢 野 美由紀	吉舎支所長 伊 達 浩 史
三良坂支所長 古 野 英 文	三和支所長 曲 田 憲 司
甲奴支所長 秋 山 和 宏	監査事務局長 併選挙管理委員会事務局長 新 田 泉

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（4名）

事務局長 池 本 敏 範	次長兼議事係長 明 賀 克 博
政務調査係長 石 田 和 也	政務調査主任 中 田 秋 子

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		会期の決定（22日間）
第 2		市長の施政方針について
第 3	議案第20号 議案第21号 議案第22号 議案第23号 議案第24号 議案第25号 議案第26号 議案第27号 議案第28号 議案第29号 議案第30号 議案第31号 議案第32号 議案第33号 議案第34号 議案第35号 議案第36号 議案第37号 議案第38号	三次市避難行動要支援者名簿に関する条例（案） 三次市精神障害者医療費支給条例（案） 三次市医師育成奨学金貸付条例（案） 三次市住宅の浸水対策に関する土地利用条例（案） 三次市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例（案） 三次市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（案） 三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市営水泳プール設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市重度心身障害者医療費支給条例等の一部を改正する条例（案） 三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案） 三次市斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市小規模老人ホーム設置及び管理条例を廃止する条例（案） 三次市老人集会施設設置及び管理条例を廃止する条例（案） 三次市介護保険条例の一部を改正する条例（案） 三次市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案） 三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案） 三次市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案） 三次市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）

	議案第39号	三次市農村ふるさとセンター設置及び管理条例を廃止する条例 (案)
	議案第40号	三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案)
	議案第41号	三次市広島ふるさと村設置及び管理条例等の一部を改正する条例 (案)
	議案第42号	三次市共同福祉施設設置及び管理条例を廃止する条例 (案)
	議案第43号	三次市オフィスビジネス系事業所立地促進条例の一部を改正する条 例 (案)
	議案第44号	三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例 (案)
	議案第48号	新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施 行に伴う関係条例の整理に関する条例 (案)
第 4	議案第45号	広島市と三次市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関 する協議について
	議案第46号	指定管理者の指定について
	議案第49号	工事請負契約の締結について
第 5	議案第11号	令和2年度三次市一般会計補正予算 (第11号) (案)
第 6	議案第12号	令和2年度三次市一般会計補正予算 (第12号) (案)
	議案第13号	令和2年度三次市国民健康保険特別会計補正予算 (第3号) (案)
	議案第14号	令和2年度三次市診療所特別会計補正予算 (第3号) (案)
	議案第15号	令和2年度三次市介護保険特別会計補正予算 (第3号) (案)
	議案第16号	令和2年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号) (案)
	議案第17号	令和2年度三次市土地取得特別会計補正予算 (第2号) (案)
	議案第18号	令和2年度三次市病院事業会計補正予算 (第3号) (案)
	議案第19号	令和2年度三次市下水道事業会計補正予算 (第3号) (案)
第 7	議案第2号	令和3年度三次市一般会計予算 (案)
	議案第3号	令和3年度三次市国民健康保険特別会計予算 (案)
	議案第4号	令和3年度三次市診療所特別会計予算 (案)
	議案第5号	令和3年度三次市介護保険特別会計予算 (案)
	議案第6号	令和3年度三次市後期高齢者医療特別会計予算 (案)
	議案第7号	令和3年度三次市土地取得特別会計予算 (案)
	議案第8号	令和3年度三次市病院事業会計予算 (案)
	議案第9号	令和3年度三次市水道事業会計予算 (案)
	議案第10号	令和3年度三次市下水道事業会計予算 (案)

第 8	議案第47号	令和3年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）
第 9	発議第1号	三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

令和3年3月三次市議会定例会議事日程（第1号）

（令和3年2月26日）

日程番号	議案番号	件名	
第 1		会期の決定（日間）	33
第 2		市長の施政方針について	33
第 3	議 20	三次市避難行動要支援者名簿に関する条例（案）	42
	議 21	三次市精神障害者医療費支給条例（案）	42
	議 22	三次市医師育成奨学金貸付条例（案）	42
	議 23	三次市住宅の浸水対策に関する土地利用条例（案）	42
	議 24	三次市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例（案）	42
	議 25	三次市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（案）	42
	議 26	三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	42
	議 27	三次市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	42
	議 28	三次市営水泳プール設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	42
	議 29	三次市重度心身障害者医療費支給条例等の一部を改正する条例（案）	42
	議 30	三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）	43
	議 31	三次市斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	43
	議 32	三次市小規模老人ホーム設置及び管理条例を廃止する条例（案）	43
	議 33	三次市老人集会施設設置及び管理条例を廃止する条例（案）	43
	議 34	三次市介護保険条例の一部を改正する条例（案）	43
	議 35	三次市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）	43
	議 36	三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）	43
議 37	三次市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例		

		(案) …………… 43
	議 38	三次市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 等を定める条例の一部を改正する条例 (案) …………… 43
	議 39	三次市農村ふるさとセンター設置及び管理条例を廃止する条例 (案) …………… 43
	議 40	三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案) …………… 43
	議 41	三次市広島ふるさと村設置及び管理条例等の一部を改正する条 例 (案) …………… 43
	議 42	三次市共同福祉施設設置及び管理条例を廃止する条例 (案) …………… 43
	議 43	三次市オフィスビジネス系事業所立地促進条例の一部を改正す る条例 (案) …………… 43
	議 44	三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例 (案) …………… 43
	議 48	新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律 の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (案) …………… 43
第 4	議 45	広島市と三次市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結 に関する協議について…………… 61
	議 46	指定管理者の指定について…………… 61
	議 49	工事請負契約の締結について…………… 61
第 5	議 11	令和 2 年度三次市一般会計補正予算 (第 11 号) (案) …………… 62
第 6	議 12	令和 2 年度三次市一般会計補正予算 (第 12 号) (案) …………… 64
	議 13	令和 2 年度三次市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) (案) 64
	議 14	令和 2 年度三次市診療所特別会計補正予算 (第 3 号) (案) …………… 64
	議 15	令和 2 年度三次市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) (案) …………… 64
	議 16	令和 2 年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号) (案) …………… 64
	議 17	令和 2 年度三次市土地取得特別会計補正予算 (第 2 号) (案) …………… 64
	議 18	令和 2 年度三次市病院事業会計補正予算 (第 3 号) (案) …………… 64
	議 19	令和 2 年度三次市下水道事業会計補正予算 (第 3 号) (案) …………… 64
第 7	議 2	令和 3 年度三次市一般会計予算 (案) …………… 68
	議 3	令和 3 年度三次市国民健康保険特別会計予算 (案) …………… 68
	議 4	令和 3 年度三次市診療所特別会計予算 (案) …………… 68
	議 5	令和 3 年度三次市介護保険特別会計予算 (案) …………… 68
	議 6	令和 3 年度三次市後期高齢者医療特別会計予算 (案) …………… 68
	議 7	令和 3 年度三次市土地取得特別会計予算 (案) …………… 68

	議 8	令和3年度三次市病院事業会計予算（案）……………	68
	議 9	令和3年度三次市水道事業会計予算（案）……………	68
	議 10	令和3年度三次市下水道事業会計予算（案）……………	68
第 8	議 47	令和3年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）……………	74
第 9	発 1	三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）……………	75


~~~~~ ○ ~~~~~

——開会 午前10時 0分——

○議長（新家良和君） 皆さん、おはようございます。

視聴者の皆様には、御視聴いただき、誠にありがとうございます。

本日から令和3年3月定例会を行います。

本定例会では、新型コロナウイルス感染症予防対策として、マスクの着用、マスク着用での発言を行います。お聞き取りにくい場面もあることと思われませんが、どうか御理解いただきますようお願いいたします。

また、飛沫等による感染防止策として、時間経過を見ながら休憩を取り、議場内換気を行います。

さらに、3密の状態を避けることから、傍聴席にも一部入場の制限をしています。御不便をおかけいたしますが、御協力のほど重ねてお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は24人であります。

これより令和3年3月三次市議会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名者として、保実議員及び大森議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会期の決定

○議長（新家良和君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月19日までの22日間としたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は22日間と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 市長の施政方針について

○議長（新家良和君） 日程第2、市長の施政方針についてを議題といたします。

施政方針の説明を求めます。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 福岡市長。

〔市長 福岡誠志君 登壇〕

○市長（福岡誠志君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長のお許しを頂きましたので、令和3年3月三次定例市議会施政方針をお示しさせていただきますと思います。

私が市長に就任してから2年が経過し、早いもので任期の折り返しとなります。この間、市民の皆さん、議員各位の御理解、御協力に支えられ、新しい三次を前進させるべく、情熱を持

って一生懸命に取り組んでまいりました。

本日、令和3年3月三次市議会定例会の開会に際し、令和3年度の予算を始めとする諸案件の御審議をお願いするに当たり、新年度に臨む私の所信と主要事業の概要について御説明申し上げ、市民の皆さん並びに議員各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

まずは、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症対策についてです。

世界中で猛威を振るい、いまだに収束が見通せない新型コロナウイルス感染症への対応は、1年を超える闘いとなっています。これまで感染拡大の防止に御理解と御協力を頂いてきた市民の皆さん、事業者の皆さん、また、昼夜を問わず御尽力いただいている医療・介護従事者を始めとするエッセンシャルワーカーの皆さんに改めて敬意と感謝を申し上げます。

本市におきましても、感染拡大防止のため、国や県とも連携しながら、各種対策に全力で取り組んでまいりました。皆さんの御協力により、市内における感染症患者の発生は最小限にとどめることができていますが、感染が拡大するリスクは依然として残っています。市民及び事業者の皆さんには、ふだんの生活や事業活動において基本的な感染防止対策の実践を継続していただき、この危機を共に乗り越えていくために引き続き御協力を賜りますよう改めてお願いを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい状況が続く地域経済を支え、市民の皆さんの暮らしを守るため、令和2年度では10回の補正予算を編成し、対策を実行してまいりました。しかしながら、三次商工会議所が実施された令和2年10月から12月期の景況調査報告でも、「事業環境がコロナ禍前の水準に回復するのはいつ頃か」という問いに対し、「見通しが全くつかない」と回答した事業所が3割近くに及ぶなど、地域経済の回復が遅れることが見込まれます。引き続き国や県と連携しながら必要な支援に取り組んでまいります。このように先行きが不透明な状況ではありますが、中長期的な視点を持ち、ウィズコロナ、アフターコロナを見据え、三次の元気づくりにつながる事業も実施していきたいと考えています。

なお、新型コロナウイルス感染症対策に効果が期待されているワクチン接種については、市内に新型コロナワクチン接種対策チームを設置し、国が示すスケジュールに基づき、まずは医療従事者の皆さん、4月以降に高齢者の皆さん、続いてその他の市民の皆さんに受けていただけるよう万全の準備を進めているところです。接種体制は、三次地区医師会との連携・協力の下、かかりつけ医で安全・安心に接種していただける三次方式を構築し、円滑な接種をめざしています。現在のところ、三次地区医師会で市内35の医療機関で接種できるよう調整を頂いています。高齢者の皆さんへの接種券の発送は3月下旬以降を予定しており、接種が開始されましたら、積極的な接種をお願いいたします。私も順番が来ましたら率先して接種を受けさせていただきます。

こうしたコロナ禍の状況にあって、昨年、本市の名誉市民である人形作家の奥田小由女先生が文化勲章を授賞されるという大変うれしいニュースがありました。今後、この授賞をお祝いする事業を計画し、その準備を進めてまいります。

また、本年は、1年延期となった東京2020オリンピック・パラリンピックが開催をされます。

1964年東京大会の最終聖火ランナーを務めた坂井義則さんの出身地である本市から、5月17日、広島県の聖火リレーがスタートします。本市におきましては、104歳の富久正二さん、パラリンピック出場をめざす川本翔大さんを始めとするランナーがそれぞれの想いを乗せてつないでいきます。大会組織委員会や広島県と連携し、新型コロナウイルス感染症対策等を徹底の上、安全・安心なリレー運営に努め、ランナーとともに本市から夢と希望を届けられるよう万全の準備を進めてまいります。

さて、昨年11月には、人口減少社会にあって、誰もが誇りと希望が持てる活力ある持続可能な本市のまちづくりのため、その戦略の方向性を「田園都市×デジタル～つながるみよし」とした第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。新型コロナウイルス感染症により変化した新しい日常においても、ICTの活用や持続可能な開発目標であるSDGsへの効果も意識しながら、新しい時代の流れも力とし、地方都市の魅力、地域資源、これまで積み重ねてきた協働のまちづくりをベースに、市内外の人、地域、企業、産業などが様々な形でつながることで、子育てしやすい三次、生きがいの持てる三次、誰もが暮らしやすい三次をめざし、さらに前進してまいります。

続いて、財政状況について申し上げます。

令和元年度の実質公債費比率、将来負担比率などの財政指標はいずれも基準内で、財政の健全性を維持していますが、一般財源の余裕度を示す経常収支比率は97.5%と合併以降最高比率に達し、経常的に使える一般財源の余裕がなくなってきています。平成30年度決算では、本市と同程度の人口と産業構造である類似団体69都市における比較においても、財政力指数や経常収支比率、住民1人当たりの市債残高などが下位に位置している状況です。普通交付税の優遇措置の終了により、歳入は大幅に減少したにもかかわらず、歳出は過去の大型事業により公債費が多額に上り、また、社会保障費や道路など公共施設の維持管理費についても多額の経費を経常的に要しており、その年の収入でその年の支出を賄えない状況になってきています。当面は基金を取り崩しての財政運営をせざるを得ませんが、基金にも限りがあることを踏まえれば、今後の財政運営は一層厳しさを増すものと予想されます。

次に、令和3年度当初予算編成の基本的な考え方について申し上げます。

令和3年度の当初予算では、厳しい財政状況の中、徹底した内部管理経費の削減や選択と集中による施策の見直しと再構築などを進めたところです。その上で、これまで進めてきた諸施策及び令和2年度の繰越事業と併せて、平成30年及び昨年発生した豪雨災害の早期復旧に最優先で取り組み、頻発する自然災害に対する防災・減災対策を強力に推進していきます。また、「田園都市×デジタル～つながるみよし」の実現に向けた施策を着実に進めるなど、ハード・ソフトそれぞれにおいて、市民生活に密着した予算編成を行ったところです。

なお、新型コロナウイルス感染症対策については、現在も三次市飲食事業者支援給付金事業を実施しているところですが、飲食店以外の支援についても、現在、県において検討されているところですが、本市も、県の補助制度を受けまして、支援を実施するよう検討を進めています。これらを含めた対策事業については、国の第3次新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時

交付金も活用し、時期を逃さず、的確に必要な予算措置をしていく考えです。

続いて、令和3年度予算（案）の概要について申し上げます。

一般会計と5つの特別会計、さらに3つの企業会計を合わせた市全体の予算規模は690億6,535万8,000円、令和2年度に比べて10億180万3,000円、1.4%の減としています。このうち一般会計は370億3,000万円、前年度に比べて4億5,000万円、1.2%の増であります。5つの特別会計は133億710万8,000円で、前年度に比べて3億3,267万2,000円、2.4%の減としています。

一般会計の歳入の特徴としましては、新型コロナウイルス感染症による企業収益や個人所得の落ち込みにより、市税が約9億円の減になりますが、市税の落ち込みを一定程度補填する国の制度等により、地方特例交付金約4億4,000万円、地方交付税は約3億1,000万円の増となっています。また、繰入金は、基金繰入金を抑制したことにより、約2億3,000万円の減となっています。

歳出の特徴を性質別に見てみますと、義務的経費である人件費や扶助費は合わせて約1億8,000万円の増ですが、公債費は、令和元年度に繰上償還を実施したことにより、前年度と比較して約5,000万円の減となっています。普通建設事業費は約8億2,000万円の増となっていますが、これは学校給食調理場整備事業等によるものです。災害復旧事業費については、復旧工事の進捗により約4億3,000万円の減となっております。

続いて、所信表明でお示した市政推進のための7つの重点項目の分野に沿って、重点方針を御説明申し上げます。

1点目は、「災害に強いまちづくり」です。

先般2月13日にも、福島県沖を震源地とする最大震度6強の大きな地震が発生いたしました。この地震によりお亡くなりになられた方に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。こうした自然災害は、いつどこで起きるか分からず、市民の皆さんの安全・安心を確保するため、日頃から防災・減災に対する取組を進めておくことの重要性を再認識したところです。

平成30年豪雨災害の復旧については、公共土木施設及び農地・農業用施設とも、関係各位の御協力により契約率が100%となり、着実に復旧工事を進めているところです。令和2年の豪雨災害についても引き続き最優先で取り組んでいきます。

内水対策事業については、畠敷・願万地地区において、貯留施設整備事業に加え、新たに恵木谷川の排水路整備事業に着手します。また、稲荷排水機場などの排水ポンプ場の更新も継続して行います。ソフト対策としては、雨水流出抑制施設設置や、広域緊急輸送道路に面する建築物の耐震化に対する補助制度を創設し、また、避難行動要支援者システムの導入などを実施します。

近年、全国各地で大雨による大規模な災害が多発しています。本市では、昭和47年の大水害から50年に向けて、今年の出水期を前に、関係機関と連携して、大規模な洪水の発生を想定した訓練を実施し、市災害対策本部の情報収集・伝達、排水機場等の稼働、避難所の運営手順などを確認するとともに、市民の皆さんの防災意識の向上を図ります。引き続き、市民の皆さん

の声を丁寧に聞きながら、ハード・ソフトの両面から防災・減災に関する事業にしっかりと取り組んでまいります。

2点目は、「ICTの活用で暮らしを豊かに」です。

デジタル技術を有効に活用し、身近な暮らしをより便利で豊かにしていくため、新しく設置する情報政策監が中心となり、組織横断的に三次版スマートシティ構想の具体化に取り組みます。

私自身、市長に就任させていただいた当初より、本市の持続的な成長・発展のためにはデジタル化の推進が不可欠であるというふうに申し上げてきましたが、コロナ禍において、日本社会におけるデジタル化の遅れが浮き彫りになるとともに、自動化やデジタル化に対する必要性や理解度が一気に高まりを見せ、国においても、本年9月にはデジタル庁の発足が予定されているところです。

本市では、令和2年度に、副市長をCDO（最高デジタル責任者）とするDX推進本部を立ち上げ、市民の皆さんのためのデジタル変革を進めてきました。三次版スマートシティ構想では、福祉、医療、災害、教育、経済、行政などのあらゆる分野で、市民の皆さんの身近な暮らしをデジタル技術を活用しながら便利で豊かにしていくことをめざします。

学校教育では、ICT支援員を増員し、GIGAスクール構想の下、児童生徒1人に1台整備したタブレット端末を効果的に活用し、学びが深まるよう取り組みます。

市役所窓口での手続へのICT導入や原則押印廃止などにも取り組み、様々な行政手続の利便性向上を図ります。また、ICTを活用し、省力化、低コスト化、高収量化等、中山間地域における新しい農業の確立を推進します。

また、市内事業所でのDXの推進や、より多くの市民の皆さんがデジタル技術を活用いただけるよう、企業向けセミナーや高齢者向けスマートフォン教室の開催など、広くデジタル技術の啓発活動を進めていきます。

デジタル技術は1つの手段として活用するという一方で、あくまでも人と人とのつながりを大切にしたい心の通い合う市政運営に努めてまいります。

3点目は、「三次の元気づくり」です。

移住者支援については、コロナ禍により、地方での生活が注目されており、人の流れが都市部から地方へと向いている機運を捉え、地方に元気を取り戻す大きな転換期を迎えていると言えます。その中で本市が選ばれるため、自然に囲まれた三次の暮らし、三次で実現できるライフスタイル、地域の魅力や特徴などを広く発信する移住・定住ポータルサイトを開設したところです。令和3年度における移住者支援については、新たにみよし暮らし推進事業として、この移住・定住ポータルサイト及びSNSを活用した三次の魅力発信によるツナガリ人口の拡大、移住相談事業の充実、Uターン者実家等改修事業、みよし暮らし体験支援事業など、総合的な移住者支援を進めていきます。

新たな働き方支援では、テレワークの活用が進むなど、転職なき移住と言われる、場所にとられない新しい働き方が広がっています。テレワークやワーケーションの環境整備として、

お試しオフィスの整備、コワーキング施設整備支援補助制度の創設など、新しい人の流れの創出と地域経済の活性化につながる取組を推進します。

また、子育てしやすい三次のさらなる充実に向けて、ネウボラみよし事業にデジタル技術を取り入れ、乳幼児健診の結果や乳児訪問記録などの情報一元化を進め、迅速かつ効率的に関係部署と情報共有を図るためのシステムを構築します。引き続き、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない相談支援体制を継続するとともに、関係機関が連携し、きめ細やかな支援を行います。その他、こども医療費助成事業を始めとする子育て応援事業などに継続して取り組みます。

市内の商工業振興に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響による地域経済を支えるため、国や県と連携し、また、三次商工会議所や三次広域商工会など関係団体と協力の下、引き続き必要な支援を行ってまいります。

4点目は、「計画性のあるまちづくり」です。

新しい学校給食調理場の整備については、令和5年の2学期から安全・安心な学校給食を継続的に提供できるよう、令和3年度においては、整備計画に基づき、多機能化なども視野に入れた基本設計、実施設計、また、土地の造成工事などを着実に進めます。

ファシリティマネジメントにおいては、将来の三次の子供たちに大きな負担を残さないよう、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の整理、統合、複合化などの有効活用について、引き続き積極的に取り組みます。

道路、橋梁、上下水道など、日々の暮らしに欠かせない生活基盤の整備・維持についても、必要性や緊急度を勘案しながら、着実に事業を進めていきます。

また、令和3年度からは新たに広島広域都市圏への加入を予定しています。人口減少、少子高齢化が進む中、様々な社会情勢に対応するため、広島市を中心とした25市町で連携を強化することで、圏域全体のサービスの向上、福祉の増進を図り、本市の活性化、魅力向上につなげていきます。

5点目は、「スポーツ・文化の振興」です。

スポーツの面では、1年延期となった東京2020オリンピックの陸上と野球のメキシコ選手団の事前合宿支援や、東京2020オリンピック聖火リレー・パラリンピック聖火フェスティバルに取り組みます。新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、子供たちを始め市民の皆さんに元気で希望を与えられるよう、また、選手たちが本大会で十分力を発揮できるよう、準備に万全を期してまいります。

また、スポーツの習慣化やスポーツ合宿・大会の誘致、女子スポーツを応援する取組などを実施します。とりわけ、昨年12月に女子野球タウンに認定された女子野球については、大会誘致が実現し、今年11月に西日本大会が本市で開催される予定です。今後、地域とも連携を図ることで、地域活性化につなげ、本市に女子野球の文化を築いていきたいというふうに考えています。

文化面では、奥田元宋・小由女美術館を始めとする市内の4つの美術館や湯本豪一記念日本

妖怪博物館、三次市民ホールきりりなどで引き続き本物の芸術・文化に触れる機会を提供します。長い歴史と伝統を誇る鶴飼や寺町廃寺跡整備事業など、地域の文化を大切にし、後世へ継承する取組を進めます。

6点目は、「地域資源を活かした産業づくり」です。

農林畜産業の分野では、ICTを活用し、振興作物であるアスパラガスの高収量化に取り組み、もうかる農業として経営モデルを確立し、さらなる産地形成、新規就農者の育成を図ります。薬用作物等栽培促進事業では、JAアグリ三次圃場に加え、市内3か所で栽培適地試験を行います。また、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所と学校法人東京農業大学、三次市の3者で、生薬の持続的供給をめざした薬用植物の栽培、調製加工に関する共同研究の契約を結び、栽培技術の開発などに取り組みます。（仮称）みよしアグリパーク整備事業では、酒屋ブドウ団地において3.7ヘクタールのワイン用ブドウ専用園地整備に着手し、三次産ブドウ及び三次産ワインのブランド強化を図ります。

観光面では、新たに策定する観光戦略に基づき、ウィズコロナ時代に対応した効果的な観光プロモーションを行うとともに、稼ぐ力の創出をめざし、一般社団法人みよし観光まちづくり機構（DMO）を中心に、新たな体制の下、地域資源を活用した観光商品の開発支援に取り組みます。加えて、DMOが中心となり、関係者との合意形成や効果的なプロモーションの実施などに取り組みよう、組織の在り方について検討を進めます。

7点目は、「暮らしの安心」です。

新たに、医師確保・開業支援事業、医師育成奨学金貸与事業を創設し、市内における新規開業支援、医師をめざす学生を支援し、持続可能な地域医療の確保・充実を図ります。

10月には、広島広域都市圏で実施する救急医療の電話相談事業「救急相談センター広島広域都市圏（#7119）」を開設し、24時間365日相談できる体制を整え、日々の安心を確保するとともに、救急車の適正利用や救急医療機関の受診の適正化等を図り、将来にわたって持続可能な救急医療体制の構築につなげていきます。また、市民の皆さんが御自身の健康診断の情報をスマートフォンなどで閲覧できる個人健康記録（パーソナル・ヘルス・レコード）について、健康づくりへ活用ができるよう準備を進めるとともに、いきいき健康日本一のまちの各種事業の取組を継続していきます。

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画などに沿って、関係機関と連携した介護予防・生活支援サービス事業、障害者支援事業、地域包括ケアシステムの構築などにも継続して取り組みます。

以上、申し上げたような施策を着実に実行していくためには、積極的・効果的な情報発信が必要不可欠となります。広報みよしやケーブルテレビ、三次市公式SNSなどを重層的に活用し、本市の魅力・情報を積極的に分かりやすく発信します。また、戦略的なプロモーションによりまして、ふるさと三次の魅力創出と認知度向上を図り、全国とのつながりを広げる取組を展開してまいります。

続いて、第2次三次市総合計画の政策の体系に沿って、市政運営の基本方針を申し上げます。

「ひとづくり」では、子どもの未来応援宣言に掲げた、子供たちの可能性を伸ばし、子供たちの希望を支え、子供たちのチャレンジを応援する取組を進めます。

教育の面では、本市では、毎年、学力到達度検査を実施していますが、令和2年度の本市全体の正答率は全国平均を上回っており、学力はおおむね定着していると言えます。児童生徒の確かな学力向上のため、個々の学び支援事業など、児童生徒一人一人の課題に応じたきめ細やかな指導を行い、子供たちの力を最大限伸ばしていきます。

また、学校、家庭、地域が協働して子供たちを育む、地域とともにある学校づくりを推進し、より質の高い学校教育の実現を図るため、これまでの小中一貫教育をさらに充実・発展させ、令和4年度以降、順次、各中学校区にコミュニティスクールの設置を予定しています。令和3年度では、モデルとなる中学校区を指定し、導入・運営の準備を進めます。学校規模適正化については、検討委員会からの答申を踏まえ、令和3年度では教育委員会において今後の基本方針を決定していきます。

男女共同参画の分野においては、男女共同参画基本計画に基づき、一人一人が幸せな社会をめざして、お互いにその人権や個性を尊重し、責任も分かち合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めます。

また、平和で全ての人の人権が尊重される社会の実現に向けて、平和の尊さを次世代へ引き継ぐ事業、人権尊重の普及・啓発を行い、他者と共感し、多様性を認め合う人づくりに積極的に取り組みます。

「くらしづくり」では、医療の分野において、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、市立三次中央病院においては、発熱外来の開設、県内の感染症患者の入院受入れ等、地域医療を守るため、三次地区医師会や市内の医療機関と連携しながら積極的に取り組んできました。

令和3年度は79名の医師で診療をスタートする予定となっており、医療提供体制の維持に努めるとともに、備北地域の中核病院としての専門性を発揮しながら、広島県や広島大学、関係団体との連携の下、医療の質の向上をめざします。また、病院施設については、建築後26年が経過しており、中長期的な視点に立ち、建て替えを視野に、今後の方向性について検討・調査を開始します。

福祉分野においては、生きがいの持てる三次の実現のため、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、高齢者や障害者の皆さんの健康づくり事業、生きがいづくり事業の充実を図ります。

地域公共交通分野においては、引き続き市民の皆さんの生活移動手段を確保・維持していくとともに、新たに鉄道を中心とした公共交通の総合的な利用促進事業を実施します。

また、消費生活における安全・安心確保のため、引き続き消費生活センターによる相談体制の確保や啓発行動を行っていきます。

「仕事づくり」では、女性活躍推進プラットフォーム事業、農林畜産業、商工業などに関する各種事業を継続し、就労・起業支援、産業の振興に取り組むことで、誰もが働きやすいまちづくりを進めます。また、2本の高速道路がクロスする地理的特性を生かした企業誘致や観光振興、事業者の支援、人材の育成などに取り組めます。

農林畜産業分野においては、持続可能な地域農業の確立を第2期農業振興プランのめざす将来像として継承し、農業者、市民、関係団体と連携の下、新規就農者の育成・確保、集落法人や認定農業者等の担い手の育成・強化などに取り組みます。加えて、田園回帰志向が高まる中、農業交流体験等、農業を身近に感じる取組を推進し、農業を支える多様な担い手として、地域人材育成の取組を推進します。また、農業基盤の整備のため、ため池や用排水路等の防災・減災対策、農地改良などを継続して実施します。

次に、「環境づくり」です。

私たちが生まれ育った山や川などの豊かな自然環境は、本市の強みであり、大切な地域資源です。昨年、各地域で実施した移住者の皆さんとの座談会でも、改めてその価値に気づかされたところです。ひろしまの森づくり事業や森林環境譲与税を活用した森林整備などにより、適切な森林環境整備を実施します。

また、次代を担う子供たちに豊かな自然環境を残し、引き継いでいくため、地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業に取り組み、教材等を作成・活用した小・中学校での啓発活動など、環境基本計画に沿った取組を進めます。

そのほか、引き続き、計画的な土地利用の推進、都市基盤や生活環境の整備、美しい景観づくりなど、まちの魅力を高める取組を着実に推進します。

さらに、計画的なストックマネジメントと適切な支出・負担により、市民の生活や産業を支える社会資本を適切に保全するとともに、持続的に活用します。また、国や県と連携・協力して各種整備事業を進めていくとともに、さらなる事業展開に向け、本市の主要な施策の効果を十分に発揮していく上で必要な要望活動を積極的に行ってまいります。

「しくみづくり」では、デジタル技術も活用しながら、地域内外の人が様々な形でつながりを強め、お互いが果たす役割を考え、協力し、補い合いながら、共にまちづくりを進めていくことが一層必要であると考えています。

各地域が掲げるまちづくりビジョンの実現に向け、平成30年度から令和2年度にかけて3年間行った地域の人口動態等の調査分析を基に、地域の未来づくりアドバイス事業として、引き続き、各地域の取組に対し、検証や助言、提案を行うなどの支援を行います。そのほか、目的型コミュニティや次世代のまちづくりの担い手である若者たちと各地域をつなぐウチソト“ツナガリ”つなぐ事業を行い、活力ある地域づくりを進めてまいります。

また、今年1月には、安芸高田市と、住民票や納税記録の管理等を行う基幹業務システムに関し、コストの削減、業務負担の軽減及び情報セキュリティ水準の向上を図ることを目的として、自治体クラウドに関する協定を締結しました。令和5年度の共同利用開始に向け、システムの移行作業を計画的に進めます。

本市が持続的に成長・発展していくためには、健全な財政運営が重要となります。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、これまで以上に厳しい状況が見込まれる中、財政健全化に向けた計画が必要になるものと考えています。歳入に関しては、市税収入のさらなる減少が見込まれるため、債権確保やふるさと納税を始めとする歳入確保に努めるとともに、未利用財産の

売却や企業版ふるさと納税の検討を進めるなど、あらゆる歳入確保策に取り組みます。歳出においても、内部管理経費のさらなる節減や業務改善を進め、財政負担の軽減を図っていきます。

第4次行財政改革推進計画を着実に推進し、また、行政のみならず、民間のノウハウを活用する仕組みづくりについても検討するなど、様々な手法により、次代を担う子供たちの未来に大きな負担を残すことのないよう、長期的な視点に立って、責任ある行財政運営に取り組んでまいります。

以上、令和3年度の市政運営に当たり、私の基本的な考え方を申し上げます。

最後に、令和2年度のみよしことばフェスタ作品コンクールの入賞作品で、私が印象に残っている、ある中学生が書いていた文章を一部紹介してみたいと思います。「天国があれば地獄があるように、マイナス思考がなければプラス思考は生まれないのだ。今までの私を含め現代の社会ではマイナス思考を嫌う風潮がある。辛い時や苦しい時があったとしても、あえてネガティブな感情を無視し、ポジティブに考えようとする。しかし、そのマイナス思考こそが日々の中での小さな優しさや差し込む光に感謝することができるチャンスだと思う。」と書いてあります。新型コロナウイルスの全世界的な感染拡大により、医療や経済など、様々な面での課題やリスクが顕在化し、我々の日常生活も一変したことで、不安やストレスを感じることも多くなっているのではないかと思います。改めて平穏な日常に感謝しつつ、身近にあるものに新たな価値や可能性を見だし、時代の変化に対応した三次らしいまちづくりを進めていきましょう。

今後も、市長就任時の初心を忘れることなく、新しい三次づくりに挑戦してまいります。新型コロナウイルス感染症が一日も早く収束し、安心して暮らせる日常を取り戻すため、また、新しい日常に対応した各種事業推進に引き続き全力投球で職員一丸となって取り組んでまいります。

市民の皆さん、議員各位の市政に対するなお一層の御理解、御協力、変わらぬ御支援を賜りますようお願い申し上げます、私の施政方針といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第20号 三次市避難行動要支援者名簿に関する条例（案）

議案第21号 三次市精神障害者医療費支給条例（案）

議案第22号 三次市医師育成奨学金貸付条例（案）

議案第23号 三次市住宅の浸水対策に関する土地利用条例（案）

議案第24号 三次市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例（案）

議案第25号 三次市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（案）

議案第26号 三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第27号 三次市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第28号 三次市営水泳プール設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第29号 三次市重度心身障害者医療費支給条例等の一部を改正する条例

(案)

- 議案第30号 三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)
- 議案第31号 三次市斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)
- 議案第32号 三次市小規模老人ホーム設置及び管理条例を廃止する条例(案)
- 議案第33号 三次市老人集会施設設置及び管理条例を廃止する条例(案)
- 議案第34号 三次市介護保険条例の一部を改正する条例(案)
- 議案第35号 三次市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例(案)
- 議案第36号 三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例(案)
- 議案第37号 三次市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例(案)
- 議案第38号 三次市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(案)
- 議案第39号 三次市農村ふるさとセンター設置及び管理条例を廃止する条例(案)
- 議案第40号 三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)
- 議案第41号 三次市広島ふるさと村設置及び管理条例等の一部を改正する条例(案)
- 議案第42号 三次市共同福祉施設設置及び管理条例を廃止する条例(案)
- 議案第43号 三次市オフィスビジネス系事業所立地促進条例の一部を改正する条例(案)
- 議案第44号 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)
- 議案第48号 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(案)

○議長(新家良和君) 日程第3、議案第20号三次市避難行動要支援者名簿に関する条例(案)から議案第44号三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例(案)まで及び議案第48号新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(案)の議案26件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第20号から議案第44号まで及び議案第48号の議案26件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第20号三次市避難行動要支援者名簿に関する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、災害対策基本法第49条の11第2項の規定に基づき、三次市避難行動要支援者名簿に関する条例を制定しようとするものであります。

その主な内容は、災害時における避難行動要支援者の円滑な避難を図るため、避難行動要支援者名簿の作成及び関係機関への提供について定めようとするものであります。

次に、議案第21号三次市精神障害者医療費支給条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、広島県福祉医療費公費負担事業補助金交付要綱の一部が改正され、精神障害者保健福祉手帳1級所持者が新たに医療費助成対象者として追加されることから、本市においても同様の助成を行うため、三次市精神障害者医療費支給条例を制定しようとするものであります。

その主な内容は、精神障害者保健福祉手帳1級を所持し、かつ精神科通院に係る自立支援医療を受給する者で本人及び扶養義務者の所得が基準を超えていない者に対し、通院に係る医療費について助成しようとするものであります。

次に、議案第22号三次市医師育成奨学金貸付条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、本市での地域医療に従事する意志を持つ医学生に対し奨学金を貸与し、地域医療担う医師の確保を図るため、三次市医師育成奨学金貸付条例を制定しようとするものであります。

その主な内容は、奨学金の種類及び貸付額、貸付の期間ほか、返還の猶予及び免除等について定めようとするものであります。

次に、議案第23号三次市住宅の浸水対策に関する土地利用条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、内水氾濫による浸水被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、住宅の浸水被害の防止に関する必要な事項を定め、もって市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりに寄与することを目的として、三次市住宅の浸水対策に関する土地利用条例を制定しようとするものであります。

その主な内容は、市民や事業者の責務のほか、浸水の発生が予想される区域の浸水対策や届出などについて定めようとするものであります。

次に、議案第24号三次市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、本市が推進するデジタルトランスフォーメーションの取組に関連し、書面主義、押印原則、対面主義を見直し、行政の効率化をより一層進めていくため、関係条例である三次市固定資産評価審査委員会条例ほか2条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、押印を求める行政手続等の見直しをしようとするものであります。

次に、議案第25号三次市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

(案) について御説明申し上げます。

本案は、再任用職員についても公益法人等へ派遣可能とすること等について、関係条例である三次市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、公益法人等への再任用職員を派遣可能とする改正のほか、市が派遣職員に支給できる給与の規定について、全ての給与を支給できるよう見直しをしようとするものであります。

次に、議案第26号三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市海田原集会所ほか1施設を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表から三次市海田原集会所及び三次市迫田集会所の名称及び位置を削ろうとするものであります。

次に、議案第27号三次市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、吉舎ゲートボール場ほか3施設を普通財産に変更することなどに伴い、関係条例である三次市体育施設設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、別表第1から吉舎ゲートボール場ほか3施設の名称及び位置を削ろうとするもののほか、施設の管理方法、管理期間等について整理しようとするものであります。

次に、議案第28号三次市営水泳プール設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、上川水泳プールを普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市営水泳プール設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、別表第1から上川水泳プールの名称及び位置を削ろうとするものであります。

次に、議案第29号三次市重度心身障害者医療費支給条例等の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、新たに制定する三次市精神障害者医療費支給条例と文言等の整合を図るため、関係条例である三次市重度心身障害者医療費支給条例ほか2条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、対象者の適用除外の追加、所得の定義の明文化のほか、個人番号の独自利用事務の追加をしようとするものであります。

次に、議案第30号三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、国民健康保険制度の県単位化に伴い、身近な地域で質の高い医療サービスが受けられる効率的な医療提供体制の実現に努めるとともに、被保険者が所得を基準とした負担能力に

応じて保険税を負担する公平な医療保険制度をめざすため、関係条例である三次市国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、国民健康保険税の税率等の見直しを行おうとするものであります。

次に、議案第31号三次市斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、施設の老朽化等により三次市君田斎場やすらぎ苑を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市斎場設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、別表第1から三次市君田斎場やすらぎ苑の名称及び位置を削ろうとするものであります。

次に、議案第32号三次市小規模老人ホーム設置及び管理条例を廃止する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、施設の老朽化により、君田小規模老人ホームむつみ荘を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市小規模老人ホーム設置及び管理条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第33号三次市老人集会施設設置及び管理条例を廃止する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市敷地寿会館を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市老人集会施設設置及び管理条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第34号三次市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、介護保険法施行令等の見直しに伴い、関係条例である三次市介護保険条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、介護給付等のサービス見込量等に基づき、第1号被保険者の介護保険料を改めるほか、介護保険料の段階の判定に関する基準について改正しようとするものであります。

次に、議案第35号三次市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和3年1月25日に公布されたことに伴い、関係条例である三次市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底を求める観点から、感染対策委員会の開催、指針の整備、研修の実施等の義務づけ等を行おうとするものであります。

次に、議案第36号三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する

省令が令和3年1月25日に公布されたことに伴い、関係条例である三次市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底を求める観点から、感染対策委員会の開催、指針の整備、研修の実施等の義務づけ等を行おうとするものであります。

次に、議案第37号三次市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和3年1月25日に公布されたことに伴い、関係条例である三次市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底を求める観点から、感染対策委員会の開催、指針の整備、研修の実施等の義務づけ等を行おうとするものであります。

次に、議案第38号三次市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和3年1月25日に公布されたことなどに伴い、関係条例である三次市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、居宅介護支援事業所における管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とすることなどであります。

次に、議案第39号三次市農村ふるさとセンター設置及び管理条例を廃止する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、当該施設を三次市三良坂農村ふるさとセンターの用途としては利用に供することがなくなったことから、関係条例である三次市農村ふるさとセンター設置及び管理条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第40号三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、小童研修センターほか2施設について、三次市農林業集会施設の用途としては利用に供することがなくなったことから、関係条例である三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表から小童研修センター、宇賀研修センター及び上川研修センターの名称及び位置を削ろうとするものであります。

次に、議案第41号三次市広島ふるさと村設置及び管理条例等の一部を改正する条例（案）に

ついて御説明申し上げます。

本案は、指定管理施設の利用に係る料金の変更に伴い、関係条例である三次市広島ふるさと村設置及び管理条例ほか6条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、当該施設の利用料金の上限額を変更することで、繁忙期と閑散期の利用料金を変動させ、指定管理者の管理運営を円滑に行わせようとするものであります。

次に、議案第42号三次市共同福祉施設設置及び管理条例を廃止する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、施設の老朽化により、甲奴共同福祉施設を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市共同福祉施設設置及び管理条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第43号三次市オフィスビジネス系事業所立地促進条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、今後も情報サービス産業などの事業所の設置を促進することを目的として、関係条例である三次市オフィスビジネス系事業所立地促進条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、本条例が令和3年3月31日で失効するため、5年間延長しようとするものであります。

次に、議案第44号三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、関係条例である三次市手数料徴収条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、同法の改正により新たに発生した審査事務について、その手数料を新設しようとするものなどであります。

最後に、議案第48号新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が令和3年2月13日に施行されたことに伴い、関係条例である三次市国民健康保険条例ほか2条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、新型コロナウイルス感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の新型インフルエンザ等感染症として位置づけられたことに伴い、文言の整理をしようとするものであります。

以上、議案26件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（新家良和君） 質疑に入るまで、ここで一旦、議場内の換気のため休憩といたします。再開は11時15分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前11時 7分——

——再開 午前11時15分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（新家良和君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第20号から議案第44号及び議案第48号の質疑を願います。

（10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 宍戸議員。

○10番（宍戸 稔君） 議案第23号三次市住宅の浸水対策に関する土地利用条例（案）について質問させていただきます。

第5条の条文の中にある「居室の床面を規則で定める高さ以上に設置しなければならない」、この高さ以上というのは数字的には幾らかということと、これは新築、改築に関わらずということなんですけども、いずれにしても、そういうことをする上における支援策というのは考えられていないのかという2点についてお伺いいたします。

（建設部長 坂井泰司君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 坂井建設部長。

○建設部長（坂井泰司君） 指定する床面の高さについてでございますけども、畠敷・願万地地区で調査を行いまして、10の区域に分けております。その区域については規則で定めておりますけども、標高で表示をするようにしてございまして、一番低いところで157.4メートルから、高いところで160.1メートルという高さを設定したものがおります。これについては、規則でその区域を指定しております。

それから、支援策についてでございますけども、それにつきましては、現在のところ、他のポンプの増設とか貯留施設とか、そういったもので対応するという事で、支援策については現在のところ考えておりません。

（10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 宍戸議員。

○10番（宍戸 稔君） 今、畠敷・願万地地区と言われましたけども、その地域だけの10か所に限られとるということなんです。市内にはそういう浸水危険区域というのはかなりあると思うんですけども、そういうところで、例えば地面を1メートルなり2メートルなり上げると。標高で先ほど説明されましたけども、その標高じゃなしに、浸水の地盤から幾ら盛土をしてから、その上に住宅を移設するというようなことはこの条例の対象にはならないということなんでしょうか。

（建設部長 坂井泰司君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 坂井部長。

○建設部長（坂井泰司君） 今回、土地利用の条例を制定する区域につきましては、平成30年7月豪雨の畠敷・願万地地区の内水対策ということで、国、県、市で連携して対策を練ってきた中の1つでありまして、今回、条例で土地利用の規制をしようとするのは畠敷・願万地地区とい

うことにしております。今後、三次市内全域についてそういったことも検討していく予定ではありますけれども、今回は畠敷・願万地地区を対象にということで指定したものでございます。

○議長（新家良和君） ほかにございませんか。

（11番 新田真一君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 新田議員。

○11番（新田真一君） 議案第20号についてお尋ねいたします。

三次市避難行動要支援者名簿に関する条例ということですが、中身は大変デリケートな名簿であるなというのを思いますし、支援を受ける人が避難行動において的確に把握され、行われていることは大変必要なことであるとは思いますが、デリケートな名簿だけに、この管理、保管、更新等のことが気になります。

そこで、まず、この名簿を市において作成され、避難行動等関係者に渡すときはいつなのかというのがよく分かりません。「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合」という記載もありますが、事前に把握する中で計画を立てる必要もあろうかと思えます。

また、「正確かつ最新の内容に保つよう努める」という項目もございますが、関係者に保管された名簿をいつどの時点で更新をかけるのか。あるいは、避難等が終わったら、一旦、回収、保管を市がするのか。そういった管理はどのように進められるのかお聞きいたします。

（危機管理監 川村道典君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 川村危機管理監。

○危機管理監（川村道典君） この条例案でございますけれども、まず、名簿情報につきましては、この条例によりますと、平時から関係機関のほうへお渡しをさせていただいて、関係機関において、平時から要支援者さんの避難行動について計画を立てていただく等の取組をしていただくというものでございます。この条例案の第7条、第8条、第9条、第10条といったところに、個人情報保護という観点から、きちんと情報管理するように定めをしているところでございます。

また、保管につきましては、条例には定めておりませんが、もちろんデリケートな情報でございますので、鍵のかかるところに保管していただくということを要領等で定めていきたい。これは関係機関と今後検討してまいりますけれども、その中ではそのような方向で検討していきたいというふうに考えております。

また、更新につきましては、毎月、名簿情報というのは、住民基本台帳等の更新と併せまして、市のほうでは、元になる情報は更新しておりますが、関係機関さんについては、半年に1回程度、名簿情報としてお渡しをしたいというふうに考えております。そして、そのお渡しするときに、必ず誓約書あるいは受取書というものを出していただいて、半年過ぎましたらば、次の名簿情報に更新すると。そのときには、古い名簿情報については、原則として市のほうに回収をさせていただいて、市のほうで適切に処分するというふうに考えております。

（11番 新田真一君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 新田議員。

○11番（新田真一君） おっしゃられるとおり、市民の個人情報がたくさん詰まったものの中で、この避難行動する、あるいはその計画を立てるための名簿であることは間違いないので、それがほかの目的、あるいは漏れたりしないという万全な取組をお願いしたいと思うのですが、ちょっと2点気になるのが、避難行動要支援者の範囲の中に、高齢者であるとか障害をお持ちの方と同時に乳幼児という記載もあるんですけども、乳幼児の更新なんていうと、半年たったら膨大な量になるなという思いがしますが、これは漠然と定めてあるのか、あるいは乳幼児についてもまたある一定の範囲なりというのをお考えなのかというのが1点。

もう一点は、避難支援等関係者の中で、備北地区消防組合から県警、民生委員、社会福祉法人云々かんぬん、自主防災組織から消防団等々定めてありますが、「その他避難支援等の実施に携わる関係者として規則で定める者をいう」という、このその他で定めてある規則に定める者というものは、それ以外にどのような関係機関があるのかというのを改めてお願いいたします。

（危機管理監 川村道典君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 川村危機管理監。

○危機管理監（川村道典君） 条例案の第2条の最初の御質問は第1項の部分だと考えますが、避難行動要支援者の定義といたしまして、「高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者のうち」としております。高齢者、障害者、乳幼児、その他、そういった方々につきましては、災害対策基本法の第8条に、このほかにも外国人等も含まれますけれども、要配慮者というカテゴリーで定義をされております。その中から、特に避難に関して支援が必要な方をこのたび要支援者として名簿作成の対象とするということでございます。ですので、乳幼児につきましては、この条例の対象とはなってございません。

それから、次の御質問は同第2条の第3項の関係と思いますけれども、その他関係者として規則で定める者といたしましては、指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者、小規模多機能型居宅介護事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者、それから、指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センターというふうに規則で明記をして定めたいというふうに考えております。

○議長（新家良和君） ほかに質疑ございますか。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 竹原議員。

○20番（竹原孝剛君） 何点かお尋ねをしたいと思いますが、今あった議案第20号の件で言えば、支援者の名簿の想定ですよ。何名ぐらいをこの要支援者として想定をされて、要支援をしていこうとされているのか。それは、第2条の第3項にあります避難支援等関係者、今ありましたが、備北地区消防組合、広島県警までは、これは仕事としてできるんだろうと思いますが、民生委員とか社会福祉協議会、自主防災組織、消防団などなどは民間ですよ、これ。これが分けてないんですが、仕事として確かに消防関係者がボートを持って一緒に避難するということはあると思いますが、その他の人はようしないんじゃないかなと思うんです。ですから、そ

ういうときに危険性があるので、保険やそうした補償、安全性の問題が、一緒にくくってあるのでよく分からんですが、くくらんほうがええんじゃないかなど。仕事としてするものとボランティアとしてするものというか、そこは明確に分けとく必要がある。規則か要領か、何か分かりませんが、ちゃんとしとかないけないのじゃないかなというのが1つ。

それから、もう一つは名簿の件ですが、性別が要るのかどうかということは、なぜ性別が要るのかお尋ねをしたいと思います。

それから、先ほどもありました秘密保持ですが、もちろん漏らしたらいけないというのは当たり前のことなので、これに対する罰則みたいなことは、公務員だったらもちろん秘密保持の原則がありますが、その他の人には罰則というのは当てはまらんとするんですが、そこはどういうふうにお考えなのかお尋ねをしたい。

それから、議案第22号の三次市医師育成奨学金貸付条例（案）ですが、これも想定はどのぐらい、年間そんなにたくさんおってかどうか知りませんが、想定はどうなのかということと、それから、月額20万円、入学支度金100万円、こんなもんでいいのかどうかよく分からないのですが、第4条の金額ですね。

それから、この財源そのものは、これは市費でももちろんやられるのか。奨学金貸付審査会があるので、貸与するための規則とか何とかいうのがきつとできるんでしょうけど、それは予算も含めてどういうふうな運用がされるのかということをお尋ねしたい。

それから、議案第30号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例ですが、これは、どの程度の影響があつて、三次市としては財政的にどういうふうになるのかということをお尋ねしたいし、前にも聞きましたが、健康保険の税条例をいろいろあれするんですが、予防医療という観点で、今日の施政方針の中にもありましたが、市民の皆さんの健康をどういうふうに保持していくのかということが基本的には考えられなくてはいけないので、そこも含めてこうした量の変更があるんだろうと思いますので、その辺りをどういうふうに関後取り組んでいかれるのかお尋ねをしたい。

それから、最後に、同じく介護保険条例の議案第34号ですが、これもどういう影響が市民全体にあるのかお尋ねをしたいと思います。

（危機管理監 川村道典君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 川村危機管理監。

○危機管理監（川村道典君） それでは、議案第20号の要支援者名簿に関する条例に関して3点御質問であったかと思しますので、お答えをいたします。

まず、第2条の第3項のところに、避難支援等関係者として、備北地区消防組合以下、列記をしております。その中で、消防、警察等については公的機関であり、災害時の活動機関であると。その他については、基本的には民間あるいは一般の方になっていただいているものであるということでございますけれども、基本的に、今回の条例を制定したいと考えております趣旨は、平時からの取組を推進したいというふうに考えているものでございます。平時からの取組となりますと、やはりふだんから要支援者さんと関係のある民生委員さん、社会福祉協議会

さん、あるいは地域での自主防災組織さんといった方々が平時からその要支援者さんの状況を把握し、個別支援計画の作成などを通じて、この方は災害のときにはどのように避難をするのか、あるいは危険なところに住んでおられるのか、本人さんや御家族の方と事前に打合せをしておく。それによって災害時に連絡などが取りやすくなる、安否の確認がしやすくなる、本人さんも動きやすくなるということを狙ってのものでございます。

消防、警察につきましては、もちろん災害時には活動していただきます。これには、災害対策基本法の第49条の11の第3項によって、災害時には、消防、警察には本人の同意なしに名簿の提供ができて、災害活動に役立てていただけるという規定もございまして。ですので、やはりそこは役割が違うというふうに認識をしております。災害時における、民生委員さんや社会福祉協議会さん、そういった方々の活動についてはどういったことができるかということは、今後、そういった関係機関の方々とよく協議をさせていただきながら決めていきたいというふうに考えております。

それから、性別につきましてはでございますけれども、これは、第4条の第2項の第3号に性別ということがありますが、これにつきましては、災害対策基本法でこれを書くことと、これについて名簿に載せることというふうになっておりますので載せているというのが形式的にはそうでございますけれども、避難するときだけではなくて、やはり避難した後のケアということも大切になってまいりますので、やはり男女それぞれのケアというものがあろうかと思っておりますので、そういった条項があるというふうに考えております。

それから、罰則につきましては、この条例では罰則はございません。御指摘のように、消防あるいは市の職員さん、警察については、地方公務員法で守秘義務違反のときには罰則がございましてけれども、自主防災組織さん、あるいはそういった避難支援等のその他の関係者についてはありませんが、これは、そういった罰則を設けることによってこういった避難支援の取組が萎縮するという、そういったおそれがあるということから罰則は設けていないというものでございます。

ただ、情報漏えい等の不正があった場合には、それによって本人さんの利益が侵害されたという場合には民法上の責任を生じるというふうには考えております。

(福祉保健部長 牧原英敏君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 牧原福祉保健部長。

○福祉保健部長(牧原英敏君) まず、議案第22号の三次市医師育成奨学金貸付条例についてでございますけれども、予算的には現在1名の想定をしております。そういった申請があれば、その都度、また検討は必要だというふうに考えております。

また、金額につきましては、入学支度金が100万円、月額が20万円となっております、6年間の合計が1,540万円程度となろうと思っております。この金額の設定につきましては、他の県の奨学金の制度等を参考にさせていただいて、適正なものというふうに判断をしております。また、財源につきましては、一般財源を充当するものでございます。

続きまして、議案第34号の三次市介護保険条例の一部を改正する条例の保険料の影響額とい

うことで、基準額の月額で申しますと、これまで6,143円であったものが5,849円と、294円の減額となります。

(市民部長 上谷一巳君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 上谷市民部長。

○市民部長(上谷一巳君) 議案第30号の関係でございます。

まず1点は、税率改正をしない場合の影響というのは、国保会計に与える影響というよりも、一般会計に与える影響が極めて大きいということでございます。予算上では、対前年比で、令和3年度は1,200万円程度増額の予算の計上としておりますけれども、これは県が納付金として提示した額を予算計上しております。試算で言えば、令和元年分の所得で試算した場合においては、税率改正をした場合、全体で約2,000万円増となります。令和3年度の基金の取崩しを約5,350万円程度、令和3年度の当初予算では、税の不足分として基金を充当する予算を編成しております。よって、仮に税率改正をしない場合においては、5,300万円、今、基金で措置しておりますけれども、プラス税収の2,000万円、試算では2,000万円ですけれども、計8,000万円程度の不足額が生じるということになります。そういうことになれば、税収はプラマイゼロでも基金からの充当を8,000万円充てなければならないと。

財政調整基金の状況につきましては、令和2年度の決算見込みと先ほど申しました令和3年度の充当額を控除した額が6,400万円程度になります。ということは、令和4年度においてはこの基金がゼロになると、そういう危機感を持っております。令和6年度においては、県の統一保険料になりますので、令和6年度までに隔年で調整するためには、基金の保有額がどうしても必要になってまいります。ということで、令和3年度、5年度と税率改正をしていくと、こういう基本方針にしているところです。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 竹原議員。

○20番(竹原孝剛君) 議案第20号については大体分かったんですが、いいことなので、ぜひとも進めなくてはなりません、想定何人おるかというのがなかなか難しいんでしょうけど、そこに合わせて。

それから、要支援関係者の、平時は分かりますが、災害時の避難支援者の安全性ですよね。やっぱりそれは、今言われたように、しっかりとした取組でしていかないけんのではないかとと思うので、要綱や規則でしっかりと上げたものをまた提示いただければというふうに思います。

それから、性別の件ですが、どうしても性別を言わないけんということはないと思うので、やっぱりそこは柔軟な、今の社会ですから、対応をすべきだというふうに思うので、そこも、国が言ったらすぐ右へ倣えじゃなくて、やはり施政方針にもあったように、人権をちゃんと守っていくよということから言えば必要なことだろうと思うので、見解があれば教えてください。

それから、医師育成奨学金貸付の運営組織というのはできるんですか。これは福祉保健部のほうで、運営組織は部だけでやるのかどうかということを教えてください。

それから、国保の分で言えば、前から言いよりもするように、また別な機会でも聞きますけど

も、市民の安心・安全な地域づくりとか健康づくりというのが必要だろうと思うので、そこをやっぱり全面に出していかなと、基金が危なくなったよということで、どっちにしても保険料を上げていくということになるので、やはり健康であれば医療費は要らんわけですから、これはそういう体制づくりというのが必要だろうと思うので、ぜひともそこは取り組んでいただきたいと思います。

以上です。答弁があれば。

(危機管理監 川村道典君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 川村危機管理監。

○危機管理監(川村道典君) 対象者何人というところの答えを漏らしておりました。申し訳ございませんでした。この条例案を制定した場合には、対象者、これは令和3年、今年の1月25日現在ですけれども、2,711人というふうに見込んでおります。

それから、性別につきましては、御指摘の点も踏まえまして、法律にそのように今は定められておりますが、法的な考え方、県を通じて国等にも相談できればなというふうに思っておりますし、関係機関の方とも相談していきたいと思います。1つは、適切な表記というか考え方はどうかということと、あとは、もう一つは、合目的にしなければならないという部分もあると思いますので、今後検討していきたいと思っております。

それから、先ほど罰則規定につきまして答弁いたしました折に、民生委員の方は罰則がないというふうに申し上げましたが、県の非常勤特別職でございますので、民生委員法で守秘義務があるということです。それから、これはまた消防団員につきましても同様に守秘義務があるというふうに規定をされております。

以上です。

○議長(新家良和君) ほかに質疑ございますか。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 横光議員。

○13番(横光春市君) 議案第23号の三次市住宅の浸水対策の関係の第5条でございますが、先ほど同僚議員が言われましたが、第5条の第1項では、高さ以上に設置しなければならないということがあります。それぞれのところがやって高さを上げていくと、既存の建物、そこはどのような影響があるだろうかと私は非常に心配するわけですね。今、床下浸水までいかないというふうにしておっても、周りをどんどん高くしたら、そこへ水が上がってくるんじゃないだろうか。あるいは、また、全体が上がってくれば、すっと何センチかでさーっと流れていくようになるんだろうかという、どういうふうに計算してあるのかなというのがちょっと不安な感じがいたします。そこらのところはどのようにしてあるのかということと、第2項のほうの開発区域の面積が1,000平方メートル以上の方は、雨水流出抑制施設、これはプールか何かだろうという、そういうふうな、あるいは地下タンク、そういうのも造っていけということのかなというふうに理解するんですが、それは何立米ぐらい入るものを想定しているのかということがあれば教えていただければというふうに思います。

それと、第3項の中では、そうでなくても「建築物又は土地の所有者若しくは使用者は、前項に定める施設を設置するよう努めるものとする」という。皆さんがそれをやってくださいよということになると、先ほどもありましたけども、先ほど支援策はないのかというのがありました。全体的な支援策はあっても、個々の支援策はないよという思いだと、私もそう思うんですね。やはりそういう1つの家を建てよう、あるいは工場を建てよう、店を建てようとするときに、ここへ建てるときにはそういうリスクがあるんですよと、それだけの金が別に要るんですよということになると、支援策が要るのか、あるいは固定資産税評価額を下げていくのか、そこら、何かあってもいいのではないだろうかというふうな思いがいたしますので、そこらのところを教えてくださいというふうに思います。

それと、議案第31号の斎場の件でございますけども、君田の斎場を廃止しますよと。残りは2か所になるわけですね。予約はございませんので、重なって火葬場を使用ということがあろうというふうに思うんですが、そこらのところ、これは二、三日待ってくれよと。あるいは、ちょっと保管をしていただいて、斎場の中にありますよね、そこでちょっと日にちを遅らせてくださいという、そういう住民の方へ迷惑をかけている、そういうことはないのかあるのか、そこらのところも併せてお知らせいただければというふうに思います。

(建設部長 坂井泰司君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 坂井建設部長。

○建設部長(坂井泰司君) 土地利用規制の高さの決め方でございますけども、平成30年7月豪雨のときの浸水状況を調査いたしまして、その後、今回、国、県、市と合同でその対策を行うわけですけども、それに伴ってどういう形で浸水部分が残るかというのを勘案して、残る部分について区域を定めて、高さを規定したものでございます。

今、畠敷地区、願万地地区、年間約20軒余りの住宅が建っておりますけども、全てがその区域の中に建つというわけではないので、今回の土地利用規制で定めたのは、最低限この高さまではされると床上浸水は発生しませんよということで決めた数値を示しております。ということで、当然、それに伴って費用はかかるとは思いますけども、今回、国、県、市合同で、一体的にハードの部分で整備をしたことがありまして、個々のところであれば、やっぱりそういうところではなくて、安全なところへ建てていただきたいというのもあります。ということで、個々のそういった部分については、今回、補助とかそういったことは考えておりません。

それから、雨水貯留施設の件でございますけども、雨水貯留施設については、建築行為を新たに行われる方、それから1,000平米以上の土地の区画形質の変更ということを行われる場合に雨水貯留施設を設けてくださいと。単純に埋めた分だけ全て貯留施設をしてくださいということは、建てる、そういう行為をされる方に過大な負荷ということになりますので、今想定しているのは、雨水貯留タンク、雨水が、雨が降ったものをといてを伝ってタンクの中にためて、少しでも直接川に流れないというふうにするとか、雨水浸透ますを設けるとか、下水道の認可区域になりましたので、要らなくなった浄化槽を雨水の貯留タンクとして利用してもらって、外川というか、外の川の水位が下がったときにそういった水を捨ててもらおうということで、主

には100リットル以上、そんな大きいものではないんですけども、100リットル以上のタンクを設けてくださいということで、このタンクを設置してもらう場合には、今回の新年度予算でも計上させていただいておりますけども、1件当たり3万円とか、浄化槽においては7万5,000円とか、そういった補助は考えております。

以上でございます。

(市民部長 上谷一巳君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 上谷部長。

○市民部長(上谷一巳君) では、議案第31号の君田斎場の廃止についてでございますけども、実態として、平成30年、令和元年実績の中で、君田斎場では19名、17名と。この使用者が、大半が特別養護老人ホームの方の使用ということで、地域住民の方については、今、既に大半が三次斎場のほうで執り行われているという現状がございます。この君田斎場につきましても、24年経過しておりまして、ドアもずれて開かない状況に今なっております。これを改修しようとするれば、大規模改修になるということで、統合をお願いする条例案をこのたび提出させていただきました。

議員御指摘の、例えば1日、2日お待ちいただくというようなことは、実態として、現時点でも、重なれば、時間調整ができるものは時間調整しますけども、重なれば次の日に回っていただくということもございますが、予約システムになりますので、どうしても早く入ってきたほうが先に入ってしまうし、使用できる施設は、おっしゃるとおり、今度、2斎場になってまいりますので、その辺りの運用についてはしっかり御理解を頂きたいというふうに考えております。大きなトラブルは今のところ伺っておりません。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 横光議員。

○13番(横光春市君) 大体分かりましたけども、先ほど、第5条の第2項の雨水流出抑制施設100リットルというのはドラム缶の半分ですよ。ちょっと少ないんじゃないかというような思いがいたします。1時間に100ミリ以上の雨が降ったときに、災害があるときには大体そういうふうな雨が降りますから、いかに言っても100立米かなと思って聞いたんですが、ちょっとそれでは多いしと思って。そこらも、やっぱり本当のところを計算して指導されるべきであろうというふうに提案をさせていただきまして、質問を終わります。

○議長(新家良和君) ほかに質疑ございますか。

(2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 山田議員。

○2番(山田真一郎君) 議案第24号の三次市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例(案)について御質問します。

これは、デジタル化に伴う印レスを推進するということだと思っておりますけれども、実際にはどんな処理が印レスになるのか。恐らくこれはデジタル化しやすい手続がまずされるんじゃないかと思っておりますが、なぜその処理が印レスの対象になったのかと。

あと、もう一点、条例等とか、ほか2条例を改正するという事なんですけど、この議案によって幾つの処理が印レスになるのか。

3点ほどお願いします。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 細美総務部長。

○総務部長(細美 健君) 議案第24号のいわゆるハンコレスのお話でございますけども、まず、この条例を出させていただいたところでございますが、これにつきましては、現在、約2,400様式程度ハンコが要るものがあるというふうに調査してございまして、これに係る定めが条例でされているもの、様式の中に条例でハンコを求めているもの、これが実は現在この3条例のみでございます。ですので、今回、ハンコレスを進めていくためにこの3条例を出させていただいたということで、残りにつきましては、要綱でありますとか規則でありますとか、そうしたものを順次改正していこうというふうに考えておるものでございます。

実際にどのような様式が廃止になるのかというところでございますけれども、まず、固定資産評価委員の条例につきましては、審査をして、これは固定資産の評価について不服があるときに申し出る委員会の申出の様式がございまして、その様式がハンコは不要になります。それから、それに基づいて審査をした審査の調書、こちらのものが不要になるものでございます。また、そのほか、実施調査ですとか議事録、こうしたもろもろの審査に係る様式はハンコレスになります。

それから、2つ目の条例、サービスの宣誓に関する条例、これは、職員が採用されるときに宣誓をするものでございますけれども、こちらのところの様式がハンコが不要になるということで、これが1つ。

それから、3つ目の条例が火入れに関する条例ということで、隣地、山林等へ火をつけて野焼きみたいなことをされるときの届出、こちらについて、様式から印が不要になるといった内容でございます。

以上でございます。

○議長(新家良和君) ほかにございますか。

(12番 藤岡一弘君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 藤岡議員。

○12番(藤岡一弘君) それでは、議案第22号三次市医師育成奨学金貸付条例(案)について何点か質問をさせていただきます。

まず1つ目に、この条例の目的というところで記載はしてあるんですけども、基本的に本市出身での学費等への経済支援を行うとともに、地域医療を担う医師の確保を図るため条例を制定するというふうにあるんですが、今回、あくまでも奨学金を設定することによって地域医療を担う医師の確保を図るということであれば、この本市出身であることにこだわるところの理由を説明していただきたいなと思います。といいますのも、もう少しで高校受験も、今始まっていますが、第2選抜等も始まります。例えば、他市から受験で三次市に来られる生徒さん

もいらっしゃいます。そういった三次市につながりがある、ゆかりがある人がどんどん増えていく中で、本市出身ではなく、例えば、将来、この三次市において医療として従事しようと考えられている方に対して広い窓口を持つていくことも必要ではないかなと思います。

2つ目なのですが、今回、先ほど牧原部長の答弁でもありましたように、県の奨学金を1つ参考にされたというところで、県の医師従事者をめざす生徒さんへの奨学金の制度で言うと、全く同じ制度がございます。金額も20万円で、その後、1.5倍、9年ほど勤務したら返済が不要になると。広島大学の医学部等に入学した場合等にその奨学金を受けることができるという制度があるんですが、例えばこの併用ですね。この三次市の奨学金を受けて、またその県の奨学金も受けることができるのか。また、三次市にも大学生への、教育委員会所管の下、奨学金の制度がございます。そこの併用は可能なのかというところ。

合計2点ほど質問をさせていただきます。

(福祉保健部長 牧原英敏君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 牧原部長。

○福祉保健部長(牧原英敏君) 御質問の市外の方の対応ということでございますけども、本条例につきましては、先ほど御説明しましたように、あくまで本市出身でございますけども、三次市のほうでもし開業いただけるというような御相談があった場合には、このたび、補助要綱のほうで定めようと思っておりますけども、開業支援のほうで対応していきたいというふうに考えております。

また、他の奨学金等の併用でございますけど、これについての規制は設けておりません。

○議長(新家良和君) ほかにございませんか。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 杉原議員。

○22番(杉原利明君) 議案第48号新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(案)のところについてお伺いしたいんですけども、この議案第48号においては、3条例において、新型コロナウイルス感染症の定義をしっかりと示したような字句の整理、修正というような内容にとどまっているんですけども、本来、この今回の新型コロナウイルスの特別措置法の改正の中身とすれば、第13条第2項において、新型インフルエンザの患者さん等に対する差別的取扱いの防止に係る国及び地方公共団体の責務の部分等を定められた改正が行われていますけれども、本市においてこういった部分、差別の解消や偏見に対する解消というところの条例を改正していくというお考えはないのかお伺いをいたします。

(市民部長 上谷一巳君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 上谷部長。

○市民部長(上谷一巳君) まず、議案第48号につきましては、議員御指摘のとおり、文言の整理という条例の内容になっております。これは、新型インフルエンザの対策特別措置法、附則第1条の2が削除されて、指定感染症からインフルエンザへの定義ということで、3条例につい

てのこのコロナウイルス感染症の定義を記載した条文の改正にとどまっていると。これが今回御提出させていただいた条例案の中身でございまして、もう一点、先ほど御指摘のあった、例えば差別の取組とか、新たな条例制定ということでの御質問だろうと思うんですけども、今のところ、福祉保健部のほうから、いろんな形でそういった広報活動等、住民の皆さんのほうへ周知をさせていただいております、条例を制定していくところまで今まだ検討が及んでいないという状況でございます。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 杉原議員。

○22番(杉原利明君) 実は、会派でこの差別の条例について提出しようかなと思っておったところ、国のほうが法律のほうでそちら差別の廃止、防止等を講じるようにという法律改正をしたので、三次市が出されるかなと思って今とどめておるところなんですけれども、2月12日付では、内閣官房のほうから県のほうへ、やはり各基礎自治体のほうにも、この差別的取扱いを防止するために的確に対策措置等を講じるよう通知も来ていますし、この1月、三次市においてのコロナがはやった時期においても、御家族さんであったり子供さんに対する誹謗中傷というようなことも私自身も耳にしましたし、4月からはワクチン接種も始まるということで、また新たな差別も生まれる可能性もあるなというふうに私は思っておるので、今定例会、20日余りありますので、ぜひとも今定例会中に早急に、理念の条例となりますので、費用等もかかるような案件ではないと思いますので、今定例会中にぜひとも提出を御検討いただきたいと思えますけれども、お考えをお伺いいたします。

(福祉保健部長 牧原英敏君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 牧原部長。

○福祉保健部長(牧原英敏君) 議員の今の御質問に関してでございますけれども、先ほど市民部長のほうから答弁しておりますけれども、現在のところは準備はしておりません。今後、他の自治体等の動向も踏まえながら、また検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長(新家良和君) ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第20号及び議案第24号から議案第28号までの議案6件を付託いたします。

次に、教育民生常任委員会に議案第21号、議案第22号、議案第29号から議案第38号まで及び議案第48号の議案13件を付託いたします。

次に、産業建設常任委員会に議案第23号及び議案第39号から議案第44号までの議案7件を付託いたします。

ここで一旦休憩を行います。再開は1時10分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午後 0時 8分——

——再開 午後 1時10分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（新家良和君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第45号 広島市と三次市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について

議案第46号 指定管理者の指定について

議案第49号 工事請負契約の締結について

○議長（新家良和君） 日程第4、議案第45号広島市と三次市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について、議案第46号指定管理者の指定について及び議案第49号工事請負契約の締結についての議案3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求め）

○議長（新家良和君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第45号、議案第46号及び議案第49号の議案3件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第45号広島市と三次市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第252条の2第1項の規定により、連携中枢都市圏である広島広域都市圏を形成するための連携協約を締結することについて広島市と協議するものとし、同条第3項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第46号指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、指定管理施設の指定管理期間が令和3年3月31日をもって満了することに伴い、三次西健康づくりセンターほか8施設の指定管理者の候補者を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

最後に、議案第49号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、準用河川五龍川貯留施設整備工事につきまして、一般競争入札を令和3年2月12日に執行いたしました。3者による入札の結果、3億1,350万円で株式会社ノダ道路が落札いたしました。よって、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

以上、議案3件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（新家良和君） ただいま議題となっております議案のうち、議案第45号は、さきの議会運営委員会で、3常任委員会による連合審査会を開催し、審査することが確認されていますので、申合せにより、質疑を省略したいと思います。

それでは、そのほか2議案について質疑を願います。

(3番 増田誠宏君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 増田議員。

○3番(増田誠宏君) では、議案第49号についてお伺いします。

工事請負契約の締結について、これは貯留施設の整備工事なのですが、工期のほうは令和4年6月30日とお伺いしていますが、これは完成後すぐ利用できるとの認識でよろしいのでしょうか。

(建設部長 坂井泰司君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 坂井建設部長。

○建設部長(坂井泰司君) 今、6月30日を工期としておりますけれども、現場のほうはそれより早く出来上がって、書類等の全てのものが完了するのが6月30日ということで予定をしております。したがって、工期後はすぐ使えるというふうに考えております。

(3番 増田誠宏君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 増田議員。

○3番(増田誠宏君) 6月となりますと、早い年ですと出水期に当たるので、できるだけ早く使用できるようになったほうが安心・安全につながると思いますので、その中で1か月程度前倒しができないのかお伺いしたいのと、併せて、よくこういう工事だと工期が遅れる場合があるので、そういう工期の遅れがないように協力体制とかをちゃんと取っていただけるのかお伺いします。

2点ほどお願いします。

(建設部長 坂井泰司君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 坂井部長。

○建設部長(坂井泰司君) 工期の短縮につきましては、やっぱり標準工期というのがありまして、今、契約して、すぐ1か月短縮してくれということにはなかなかならないかと思いますが、現場のほうでいろいろ工夫をしながら、1か月でも早く完成するように取り組んでいきたいと思えます。

○議長(新家良和君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第45号を総務常任委員会へ、議案第46号を教育民生常任委員会へ、議案第49号を産業建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第11号 令和2年度三次市一般会計補正予算(第11号)(案)

○議長(新家良和君) 日程第5、議案第11号令和2年度三次市一般会計補正予算(第11号)

(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 堂本副市長。

[副市長 堂本昌二君 登壇]

○副市長(堂本昌二君) ただいま御上程になりました議案第11号について御説明申し上げます。

議案第11号令和2年度三次市一般会計補正予算(第11号)(案)について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正及び債務負担行為の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ340万4,000円を追加し、補正後の総額を466億8,914万6,000円にしようとするものであります。

今回の補正は、令和3年4月25日執行の参議院広島県選出議員再選挙に係る経費の補正であります。

まず、歳出から御説明いたします。

総務費に参議院議員再選挙経費を新設し、会計年度任用職員報酬、職員手当など、合わせて340万4,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

県支出金は、参議院議員選挙費委託金340万4,000円を追加しようとするものであります。

第2条債務負担行為の補正につきましては、4ページ記載の第2表のとおり、参議院議員再選挙に要する経費について追加しようとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(新家良和君) 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第11号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第11号は委員会の付託を省略することに決定しました。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第11号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第6 議案第12号 令和2年度三次市一般会計補正予算（第12号）（案）  
議案第13号 令和2年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）  
議案第14号 令和2年度三次市診療所特別会計補正予算（第3号）（案）  
議案第15号 令和2年度三次市介護保険特別会計補正予算（第3号）（案）  
議案第16号 令和2年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）  
（案）  
議案第17号 令和2年度三次市土地取得特別会計補正予算（第2号）（案）  
議案第18号 令和2年度三次市病院事業会計補正予算（第3号）（案）  
議案第19号 令和2年度三次市下水道事業会計補正予算（第3号）（案）

○議長（新家良和君） 日程第6、議案第12号令和2年度三次市一般会計補正予算（第12号）  
（案）から議案第19号令和2年度三次市下水道事業会計補正予算（第3号）（案）までの議案  
8件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第12号から議案第19号までの議案8件  
について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第12号令和2年度三次市一般会計補正予算（第12号）（案）について御説明申  
上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正、繰越明許費の補正、債務負担行為の補正、地方債の補  
正及び一時借入金の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ4億4,516万5,000円を追加し、  
補正後の総額を471億3,431万1,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容について、まず歳出から御説明いたします。

議会費は、議員期末手当の実績を見込み、879万2,000円を減額するなど、合わせて1,683万  
9,000円を減額。

総務費は、ケーブルテレビ設備改修事業1億6,292万円、職員の退職手当1億4,303万9,000  
円を追加するなど、合わせて2億2,096万1,000円を追加。

民生費は、後期高齢者医療経費7,931万7,000円、子ども医療公費負担事業経費1,500万円を  
減額するなど、合わせて1億3,809万8,000円を減額。

衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業3,191万5,000円を追加するものの、病院事  
業会計負担金2億5,600万円を減額するなど、合わせて2億4,025万円を減額。

農林水産業費は、農地耕作条件改善事業270万円を追加するものの、小規模崩壊地復旧事業5,450万1,000円を減額するなど、合わせて1億4,562万円を減額。

商工費は、飲食事業者支援給付金300万円を増額するものの、観光推進経費3,639万5,000円を減額するなど、合わせて4,469万5,000円を減額。

土木費は、排水路新設改良事業2,000万円を減額するものの、除雪に係る道路管理経費8,000万円を追加するなど、合わせて1億2,610万6,000円を追加。

消防費は、備北地区消防組合負担金769万2,000円を減額するなど、合わせて1,469万2,000円を減額。

教育費は、小・中学校の新型コロナウイルス感染症対策事業2,840万円を追加するものの、三次市立図書館空調改修事業1,685万6,000円を減額するなど、合わせて1,546万7,000円を減額。

災害復旧費は、過年災害農地復旧事業4,300万円を減額するものの、令和2年7月豪雨による農地・農業用施設、林業施設の災害復旧事業1億5,854万円を追加するなど、合わせて1億486万8,000円を追加。

公債費は、長期債利子の実績を見込み、2,436万5,000円を減額するものの、長期債繰上償還金7億5,511万円を追加するなど、合わせて6億889万1,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

市税は、新型コロナウイルス感染拡大による経済環境の悪化に伴う徴収猶予などにより2億2,848万円の減額。

地方消費税交付金は、新型コロナウイルス感染拡大による消費の落ち込みの影響などにより5,577万7,000円を減額。

国庫支出金は、特別定額給付金に係る補助金2,743万9,000円を減額するものの、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金11億4,314万2,000円を追加するなど、合わせて12億6,580万9,000円を追加。

県支出金は、史跡調査事業費負担金2,463万3,000円を減額するものの、情報通信基盤整備事業費補助金1億6,455万1,000円を追加するなど、合わせて3億1,714万3,000円を追加。

寄附金は、ふるさと納税寄附金など、指定寄付金2,770万円を追加。

繰入金は、繰上償還の財源として減債基金繰入金2億8,016万6,000円を追加するものの、財政調整基金繰入金11億4,469万4,000円を減額するなど、合わせて9億728万6,000円を減額。

市債は、過疎地域自立促進事業債小規模崩壊地復旧事業債などを減額するものの、減収補填債、現年災害公共土木復旧事業債などを追加するなど、合わせて7,120万円を追加しようとするものであります。

第2条繰越明許費の補正につきましては、6ページ、7ページ記載の第2表のとおり、三良坂支所耐震化等事業ほか34件について追加し、公共施設改修・解体事業ほか10件について金額を変更しようとするものであります。

第3条債務負担行為の補正につきましては、8ページ記載の第3表のとおり、市民バス運行

委託業務について限度額を変更しようとするものであります。

第4条地方債の補正につきましては、9ページ、10ページ記載の第4表のとおり、減収補填債について追加し、庁舎改修等事業ほか26件について限度額を変更しようとするものであります。

第5条一時借入金の補正につきましては、借入れの最高額に20億円を追加し、60億円としようとするものであります。

次に、議案第13号令和2年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ625万円を追加し、補正後の総額を55億9,884万6,000円にしようとするものであります。

その主な内容は、診療所会計繰出金を追加しようとするものであります。

次に、議案第14号令和2年度三次市診療所特別会計補正予算（第3号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入予算の款項の区分ごとの金額を変更しようとするものであります。

その内容は、診療収入620万円を減額し、国民健康保険特別会計繰入金620万円を追加しようとするものであります。

次に、議案第15号令和2年度三次市介護保険特別会計補正予算（第3号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,215万円を減額し、補正後の総額を70億7,136万4,000円にしようとするものであります。

その主な内容は、認定調査経費を減額しようとするものであります。

次に、議案第16号令和2年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ570万4,000円を減額し、補正後の総額を8億5,994万2,000円にしようとするものであります。

その内容は、後期高齢者医療広域連合納付金を減額しようとするものであります。

次に、議案第17号令和2年度三次市土地取得特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ3,395万円を追加し、補正後の総額を7,330万1,000円にしようとするものであります。

その内容は、土地開発基金繰出金を追加しようとするものであります。

次に、議案第18号令和2年度三次市病院事業会計補正予算（第3号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、業務の予定量、収益的収入及び支出及び棚卸資産購入限度額の補正であります。

業務の予定量につきましては、入院患者数等の業務量を変更しようとするものであります。

第3条収益的収入及び支出につきましては、収益的収入の補正では、医業外収益8億7,264万8,000円を追加するなど、収益的収入の総額を96億6,888万9,000円にしようとするものであります。収益的支出の補正では、医業費用1億9,758万9,000円を追加し、収益的支出の総額を94億2,720万1,000円にしようとするものであります。

第4条棚卸資産購入限度額につきましては、限度額を26億6,241万円にしようとするものであります。

最後に、議案第19号令和2年度三次市下水道事業会計補正予算（第3号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、業務の予定量、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、企業債及び他会計からの補助金の補正であります。

第2条業務の予定量につきましては、建設改良費の業務量を変更しようとするものであります。

第3条収益的収入及び支出につきましては、収益的支出の補正では、営業外費用129万8,000円を減額し、特別損失を同額追加しようとするもので、収益的支出の総額に変更はありません。

第4条資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の補正では、国庫補助金6,975万円を追加するなど、資本的収入の総額を13億6,561万9,000円にしようとするものであります。資本的支出の補正では、建設改良費1億3,572万3,000円を追加し、資本的支出の総額を19億1,630万8,000円にしようとするものであります。

第5条企業債につきましては、公共下水道事業について借入限度額を変更しようとするものであります。

第6条他会計からの補助金につきましては、総額を10億3,918万円にしようとするものであります。

以上、議案8件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（新家良和君） ただいま議題となっております議案第12号から議案第19号までの議案8件については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第12号から議案第19号までの議案8件については、質疑を省略の上、予算決算

常任委員会に付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第7 議案第 2号 令和3年度三次市一般会計予算（案）
議案第 3号 令和3年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）
議案第 4号 令和3年度三次市診療所特別会計予算（案）
議案第 5号 令和3年度三次市介護保険特別会計予算（案）
議案第 6号 令和3年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）
議案第 7号 令和3年度三次市土地取得特別会計予算（案）
議案第 8号 令和3年度三次市病院事業会計予算（案）
議案第 9号 令和3年度三次市水道事業会計予算（案）
議案第10号 令和3年度三次市下水道事業会計予算（案）

○議長（新家良和君） 日程第7、議案第2号令和3年度三次市一般会計予算（案）から議案第10号令和3年度三次市下水道事業会計予算（案）までの議案9件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第2号から議案第10号までの議案9件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第2号令和3年度三次市一般会計予算（案）について御説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ370億3,000万円を計上し、前年度予算に比べ4億5,000万円、率にして1.2%増の予算となっております。

まず、歳入から御説明申し上げます。

三次市予算（案）4ページをお開きください。

歳入は、市税から市債までの23の款で編成しております。

歳入における特徴的なものを御説明いたします。

市税は、市民税、固定資産税など、合わせて58億7,474万7,000円を計上。新型コロナウイルス感染症の影響などにより、前年度予算に比べ9億313万5,000円、率にして13.3%減の予算となっております。

地方譲与税は、自動車重量譲与税など、合わせて4億7,477万1,000円を計上。

利子割交付金は590万3,000円を計上。

配当割交付金は2,487万7,000円を計上。

株式等譲渡所得割交付金は2,387万円を計上。

法人事業税交付金は6,160万2,000円を計上。

地方消費税交付金は11億9,437万5,000円を計上。

ゴルフ場利用税交付金は563万円を計上。

自動車取得税交付金は、存目として1,000円を計上。

環境性能割交付金は6,253万5,000円を計上。

地方特例交付金は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金4億3,129万4,000円を見込み、合わせて4億8,616万1,000円を計上。

地方交付税は、新型コロナウイルス感染症の影響などによる市税の減収などを見込み、140億3,625万8,000円を計上。

交通安全対策特別交付金は818万9,000円を計上。

分担金及び負担金は、老人保護措置費負担金、保育利用料など、合わせて3億5,618万1,000円を計上。

使用料及び手数料は、市営住宅などの使用料、一般廃棄物処理に係る手数料など、合わせて3億366万4,000円を計上。

国庫支出金は、障害者自立支援給付費負担金などの負担金、道路交通安全対策事業費補助金などの補助金及び灰塚ダム周辺施設管理事務委託金などの委託金、合わせて34億5,713万5,000円を計上。

県支出金は、障害者自立支援給付費負担金などの負担金、中山間地域等直接支払補助金などの補助金及び個人県民税徴収取扱委託金などの委託金、合わせて29億2,152万5,000円を計上。

財産収入は、物品貸付料などの財産運用収入及び財産売払収入など、合わせて2億4,275万8,000円を計上。

寄附金は、ふるさと納税寄附金など、合わせて7,000万1,000円を計上。

繰入金は、過疎地域自立促進基金などの基金繰入金、合わせて12億8,244万8,000円を計上。

繰越金は、存目として1,000円を計上。

諸収入は、貸付金元利収入及び雑入など、合わせて6億8,552万5,000円を計上。

市債は、学校給食施設整備事業債及び臨時財政対策債など、合わせて54億5,179万3,000円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。

歳出は、議会費から予備費までの13の款で編成しております。

歳出における特徴的なものを御説明いたします。

議会費は2億7,529万2,000円を計上。

総務費は、支所改修耐震化等事業を計上した施設管理経費、自治活動支援経費及び生活交通経費など、合わせて58億3,581万3,000円を計上。

民生費は、障害者自立支援経費、介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療経費及び保育所経費など、合わせて96億3,599万5,000円を計上。

衛生費は、病院事業会計経費、塵芥処理経費、し尿処理経費及び水道事業会計経費など、合わせて26億3,871万6,000円を計上。

労働費は、労働金庫預託金など、合わせて1億9,927万7,000円を計上。

農林水産業費は、農業振興経費、中山間地域等直接支払経費、多面的機能支払等経費及び小

規模農業基盤整備経費など、合わせて21億5,947万円を計上。

商工費は、商工業振興経費、融資預託関係経費及び観光推進経費など、合わせて7億6,644万6,000円を計上。

土木費は、道路橋梁維持経費、道路新設改良経費、橋梁新設改良経費、内水対策事業を計上した河川管理経費及び下水道事業会計経費など、合わせて36億9,209万7,000円を計上。

消防費は、一部事務組合経費、消防団経費及び水防経費など、合わせて14億176万3,000円を計上。

教育費は、三次版学校ICT活用事業を計上した教育振興経費、文化振興施設管理経費及び学校給食調理場整備経費など、合わせて37億6,523万5,000円を計上。

災害復旧費は、令和2年7月豪雨災害に係る農地・農業用施設及び公共土木施設復旧費など、合わせて9億9,155万9,000円を計上。

公債費は、長期債償還金、長期債利子及び一時借入金利子、合わせて56億3,833万7,000円を計上。

予備費は3,000万円を計上しております。

第2条債務負担行為につきましては、9ページから10ページ記載の第2表のとおり、市議会だより制作業務ほか39件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第3条地方債につきましては、11ページから12ページ記載の第3表のとおり、公共施設等整備事業ほか39事業について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第4条一時借入金につきましては、借入れの最高額を60億円に定めようとするものであります。

第5条歳出予算の流用につきましては、給料、職員手当等及び共済費について、同一款内の各項の間において流用の必要が生じる場合があることから、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、流用できるよう定めるものであります。

次に、議案第3号令和3年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

15ページをお開きください。

令和6年度の広島県が示す準統一保険料率に向け、激変緩和期間中、隔年で保険税率の改正を行う方針から、令和3年度、2度目の税率改正を行い、不足する保険税を国民健康保険財政調整基金の取崩しにより補い、県試算により提示された納付金を基本とした予算編成としております。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ53億1,542万4,000円を計上し、前年度予算に比べ2億7,232万円、率にして4.9%減の予算となっております。

第2条債務負担行為につきましては、第2表のとおり、健診のしおり作成業務について、債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第3条一時金につきましては、借入れの最高額を1億円に定めようとするものであります。

第4条歳出予算の流用につきましては、保険給付費の款内におけるこれらの経費の各項の間の流用ができるようにしようとするものであります。

次に、議案第4号令和3年度三次市診療所特別会計予算（案）について御説明申し上げます。23ページをお開きください。

安心して住み続けることのできる地域づくり、地域包括ケアシステムの構築に重要な地域に根差した診療所として在宅での診療体制を整備するとともに、健全運営に努めているところがあります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,767万3,000円を計上し、前年度予算に比べ2,006万円、率にして10.1%減の予算となっております。

次に、議案第5号令和3年度三次市介護保険特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

29ページをお開きください。

今年度策定の第9期高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画において、介護保険料の見直しを行っております。

今後も、事業計画に基づき、地域で支え合う仕組み、元気でいられるしかけづくりの推進を目標に、保健、医療、介護の関係者間の連携を図るとともに、在宅介護サービスの充実や地域包括支援センターの機能強化、認知症対策や介護予防生活支援サービスの充実に向けて引き続き取組を進めてまいります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ69億5,504万8,000円を計上し、前年度予算に比べ1,730万4,000円、率にして0.2%減の予算となっております。

第2条歳出予算の流用につきましては、保険給付費の款内におけるこれらの経費の各項の間の流用ができるようにしようとするものであります。

次に、議案第6号令和3年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

35ページをお開きください。

後期高齢者医療制度は広島県後期高齢者医療広域連合が運営を行い、2年に1度、保険料率を改正しており、令和3年度の保険料率は据置きとなっております。しかしながら保険料軽減特例措置が終了することなどから、保険料収入は微増を見込んでおります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億5,349万7,000円を計上し、前年度予算に比べ289万7,000円、率にして0.3%増の予算となっております。

次に、議案第7号令和3年度三次市土地取得特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

41ページをお開きください。

土地取得特別会計は、公共事業用地を先行取得するための歳入歳出を経理し、市による土地の取得の円滑化を図っております。

令和3年度は、三次市土地開発基金の運用等に伴う利子相当分のほか、先行取得に要した元

利償還金に係る予算を計上しております。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ546万6,000円を計上し、前年度予算に比べ2,588万5,000円、率にして82.6%減の予算となっております。

次に、議案第8号令和3年度三次市病院事業会計予算（案）について御説明申し上げます。

三次市病院事業会計予算（案）1ページをお開きください。

病院事業につきましては、引き続き市民に安全・安心で質の高い医療を提供するために、放射線治療装置などの更新を行うとともに、健全経営にも取り組んでまいります。

まず、第2条業務の予定量、第1号業務量について、病床数は一般病床350床、患者数は、年間延べ25万9,948人、1日平均941人を計画しております。うち、入院患者については、年間延べ9万5,630人、1日平均262人、外来患者については、年間延べ16万4,318人、1日平均679人を見込んでおります。

第2号建設改良計画は、資産購入7億円、施設整備事業7,600万円であります。

第3条収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。収入は、病院事業収益92億7,504万9,000円、支出は、病院事業費用92億7,319万3,000円であります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。収入は、資本的収入7億5,895万1,000円、支出は、資本的支出22億8,223万5,000円であります。これにより、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額15億2,328万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額などにより補填しようとするものであります。

第5条債務負担行為は、医療機器の保守管理業務委託に要する経費ほか11件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第6条企業債は、資産購入及び施設整備について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第7条は、一時借入金の限度額を1億円に定めようとするものであります。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、その内容と金額を定めようとするものであります。

第9条は、棚卸資産購入限度額を26億2,993万3,000円に定めようとするものであります。

第10条は、重要な資産の取得及び処分について定めようとするものであります。

次に、議案第9号令和3年度三次市水道事業会計予算（案）について御説明申し上げます。

三次市水道事業会計予算（案）1ページをお開きください。

水道事業会計は、施設等の更新や給水収益の減少などにより、引き続き厳しい経営状況が予測されます。

今後も、業務の効率化や経費の節減を図りながら、安全で安心できる良質な水を安定供給するため、上水道施設整備、老朽管更新などを計画的に行ってまいります。

第2条業務の予定量につきましては、給水戸数1万9,650戸、年間総給水量452万2,644立方メートル、1日平均給水量1万2,391立方メートル、建設改良費は8億4,314万6,000円であります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるようとするものであります。収入は、水道事業収益18億339万6,000円、支出は、水道事業費用17億5,178万3,000円であります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。収入は、資本的収入7億9,257万9,000円、支出は、資本的支出14億2,183万8,000円であります。これにより、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6億2,925万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額などにより補填しようとするものであります。

第5条債務負担行為は、営業業務等委託に要する経費ほか4件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第6条企業債は、水道施設整備事業及び現年災害水道施設復旧事業について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第7条は、一時借入金の限度額を5億円に定めようとするものであります。

第8条は、支出予定の各項の経費の金額の流用について定めようとするものであります。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、その内容と金額を定めようとするものであります。

第10条は、水道事業の経営健全化等に要する費用に充当するため、一般会計からの補助金の額を3億4,085万5,000円に定めようとするものであります。

第11条は、棚卸資産購入限度額を892万5,000円に定めようとするものであります。

最後に、議案第10号令和3年度三次市下水道事業会計予算（案）について御説明申し上げます。

三次市下水道事業会計予算（案）1ページをお開きください。

下水道事業会計は、老朽化した施設等の更新や維持管理経費の増加、企業債の償還など、引き続き厳しい経営状況が予測されます。

今後、業務の効率化や経費の節減を図りながら、安全で快適に暮らせる生活環境づくり及び公共用水域の水質浄化の推進のため、下水道整備を計画的に進めていきます。

令和3年度においては、事業計画に基づく三次処理区における管渠布設工事に係る経費などを計上しております。

第2条業務の予定量につきましては、処理面積1,280ヘクタール、年間総処理水量276万5,605立法メートル、1日平均処理水量7,577立方メートル、建設改良費は6億8,593万1,000円であります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。下水道事業収益及び下水道事業費用はともに22億6,019万2,000円であります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。収入は、資本的収入11億5,654万6,000円、支出は、資本的支出16億8,554万円であります。これにより、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億2,899万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額などにより補填しようとするものであります。

第5条債務負担行為は、排水設備改造資金に対する利子補給ほか5件について、それぞれ債

務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第6条企業債は、公共下水道事業及び資本費平準化について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第7条は、一時借入金の限度額を10億円に定めようとするものであります。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めようとするものであります。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、その内容と金額を定めようとするものであります。

第10条は、下水道事業の経営健全化等に要する費用に充当するため、一般会計からの補助金の額を9億8,033万5,000円に定めようとするものであります。

以上、議案9件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（新家良和君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号から議案第10号までの議案9件については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第10号までの議案9件については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第47号 令和3年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）

○議長（新家良和君） 日程第8、議案第47号令和3年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第47号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第47号令和3年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ4,517万1,000円を追加し、補正後の総額を370億7,517万1,000円にしようとするものであります。

本補正は、令和3年4月25日執行の参議院広島県選出議員再選挙に係る経費の補正であります。

まず、歳出から御説明いたします。

総務費に参議院議員再選挙経費を新設し、非常勤職員報酬、職員手当など、合わせて4,517万1,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

県支出金は、参議院議員選挙費委託金4,517万1,000円を追加しようとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（新家良和君） ただいま議題となっております議案第47号については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第47号については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 発議第1号 三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

○議長（新家良和君） 日程第9、発議第1号三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（8番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 伊藤議員。

〔8番 伊藤芳則君 登壇〕

○8番（伊藤芳則君） ただいま御上程となりました発議第1号三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、大森俊和議員、小田伸次議員、宍戸 稔議員、齊木 亨議員、横光春市議員、黒木靖治議員、藤井憲一郎議員、藤岡一弘議員、掛田勝彦議員と私、伊藤芳則でございます。

本案は、12月定例会で可決した三次市行政組織条例等の一部を改正する条例によって、情報政策監が新たに加わったことに伴い、三次市議会委員会条例における総務常任委員会の所管について、その一部を改正しようとするものであります。

その内容は、第2条中、総務常任委員会所管の危機管理監の次に情報政策監を追加しようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願いし、提案理由の説明を終わります。

○議長（新家良和君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。
討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決いたします。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) 御異議なしと認めます。

よって、発議第1号三次市議会委員会条例の一部を改正する条例(案)は原案のとおり可決
されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

最後に、今定例会に関して御案内をさせていただきます。

来週3月1日月曜日から3日水曜日までの3日間、13人の議員が一般質問を行います。この
一般質問を行う3日間については、議事の関係上、会議の開始を9時30分としたいと思います。
傍聴を希望される方、また御視聴くださいます皆様、どうか御注意いただきますようお願いい
たします。

本日はこれにて散会いたします。大変御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——散会 午後 2時 6分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年2月26日

三次市議会議長 新家良和

会議録署名議員 保実治

会議録署名議員 大森俊和